

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【公開番号】特開2019-93071(P2019-93071A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2017-227619(P2017-227619)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/10 (2013.01)

【F I】

A 6 1 M 25/10 5 1 0

A 6 1 M 25/10 5 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月24日(2019.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

体腔内の狭窄部を拡張する施術に用いるバルーンカテーテルにおいて、

長手方向に延び可撓性のあるチューブ本体を備え、該チューブ本体の途中の外周面に、全周方向に拡張可能な内側バルーンを設けると共に、該内側バルーンを取り囲む状態で全周方向に拡張可能な外側バルーンを設け、

前記外側バルーンは、前記チューブ本体の進入方向の前方となる先端側が前記内側バルーンの同じく先端側に近接し、かつ、前記チューブ本体の進入方向の後方となる基端側が前記内側バルーンの同じく基端側より後方へ延出しており、

前記外側バルーンは、拡張時に同じく拡張した前記内側バルーンの先端から後端に向かう半分ほどの範囲で接して、当該接した箇所の終端より後方の基端側に向けて外径が漸次拡径するテーパー形状に膨らむことを特徴とするバルーンカテーテル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

前述した目的を達成するための本発明の要旨とするところは、以下の各項の発明に存する。

[1] 体腔内の狭窄部を拡張する施術に用いるバルーンカテーテル(10)において、

長手方向に延び可撓性のあるチューブ本体(11)を備え、該チューブ本体(11)の途中の外周面に、全周方向に拡張可能な内側バルーン(20)を設けると共に、該内側バルーン(20)を取り囲む状態で全周方向に拡張可能な外側バルーン(30)を設け、

前記外側バルーン(30)は、前記チューブ本体(11)の進入方向の前方となる先端側が前記内側バルーン(20)の同じく先端側に近接し、かつ、前記チューブ本体(11)の進入方向の後方となる基端側が前記内側バルーン(20)の同じく基端側より後方へ延出しており、

前記外側バルーン(30)は、拡張時に同じく拡張した前記内側バルーン(20)の先端から後端に向かう半分ほどの範囲で接して、当該接した箇所の終端より後方の基端側に

向けて外径が漸次拡径するテーパー形状に膨らむことを特徴とするバルーンカテーテル(10)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

外側バルーン(30)は拡張すると、その先端側は同じく拡張した内側バルーン(20)の先端から後端に向かう半分ほどの範囲で接する。そのため、外側バルーン(30)の内容物(流体)は、内側バルーン(20)の先端側より前方へ移動することはない。しかも、外側バルーン(30)は拡張すると、内側バルーン(20)の先端から後端に向かう半分ほどの範囲で接した箇所の終端より後方の基端側に向けて外径が漸次拡径するテーパー形状となる。よって、外側バルーン(30)は、内側バルーン(20)と膨らむ範囲が重複しない基端側が体腔内の狭窄部に圧接しても、外側バルーン(30)の内容物は、外側バルーン(30)自体の基端側より先端側へ移動し難く、外側バルーン(30)が変形して狭窄部から位置ずれすることはない。